

三重県「木づかい宣言」事業者を募集します

木を使うことは、

「伐って、使って、植えて、育てる」

という森林資源の循環利用を生み、

森のはたらきを活発にします。

「木づかい」を通じて、森林の保全や

育成に寄与し、社会貢献・環境貢献にも

つながります。

そんな、「木づかい」を三重県とともに

取り組んでみませんか。



三重県産材を積極的に利用し、PR していただける事業者の皆様を募集しています。

- (1) **対象**：店舗や事務所等の木造・木質化や木製の備品・日用品の使用、木育遊具の導入等、積極的かつ計画的に県産材を使用し、かつ県民の目に触れやすい形で、県産材を積極的にPR していただける事業者。
- (2) **登録方法**：県に「木づかい宣言」事業者登録申請書及び木づかい運動計画書を提出してください。
※登録期間は3年間とし、継続する場合は新たに「木づかい宣言」事業者登録申請書及び木づかい運動計画書を提出してください。
- (3) **登録事業者の役割**：①木づかい運動計画書の内容を実施すること ②木育活動の拠点としての積極的な活動に努めること
③県の広報媒体への掲載等への協力に努めること ④「三重県木材CO2固定量認証制度」に基づき認証されたCO2固定量の積極的なPR

「木づかい宣言」での取り組みを県HPやイベント等で積極的にPR します。

県は、「木づかい宣言」事業者の木づかい運動を推進するため、登録事業者の周知を図るとともに、県HPやイベント等で事業者の木づかい運動等の情報発信や県の「木づかい」に関する情報提供及び助言を行います。

申請
問い合わせ

■申請方法

三重県ホームページから申請書をダウンロードし、下記問い合わせ先へ提出してください。

[HP アドレス] <http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0116700290.htm>

※インターネット環境がない場合はお手数ですが下記の問い合わせ先まで連絡してください。

■問い合わせ先

・三重県農林水産部 森林・林業経営課 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

[電話] 059-224-2565 [FAX] 059-224-2070 [MAIL] shinrin@pref.mie.lg.jp

・各農林（水産）事務所 林業振興課

